実に奇怪千萬なるは、十八人か辞職したる者は我等が各個人に其の理由を訊かれても、以上、組合員に對して昂奮言ふのではない、会社がつくづく嫌になったからだと云ふ斗りと言ふてゐるのである、前述の事情よりして会社の精神がいづれにあるかは諸君のよく知らるゝ處であらう、併しながら吾等は、日々働く工場に於て紛争の起ることを喜ばざるが故に、工場平和の基礎を確立すべく会社に左の協約をすべく提議したのである、

共約誓文

二月二日ノ解決ノ実績ヲ上ゲ、日本無線株式会社ノ平和ヲ確立スルタメ左ノ協約ヲナスコト

一、会社ハ工務員ノ組合加入ハ自由ト認メ一切ノ干渉ヲナサザルコト

一、労働組合員ハ各個人ノ自由意志ヲ尊重シ工場内ノ分派其他ニ於テ之ヲ強要勧誘セザルコト

一、小杉[illegible]氏ト労働組合員間ト相反目シタル原因ヲ観ルニ労働組合員ハ、小杉氏ハ社会進化ヲ無視シ職権ヲ以テ組合ヲ切リ崩サントスルモノト認メ労働者ノ敵トシテ排斥セザルヲ得ズトナリ、小杉氏ハ労働組合員中ニハ自分ヲ排斥セントスル目的ヲ有スル者アリト認メ組合ノ発展ヲ阻止スル事ハ即チ会社及自分ヲ守ル事ナリト考ヘ、斯ク両者ノ誤解ヨリ相反目スルニ至リタ、斯ル誤解ヨリ生ジタル禍害ハ一切一掃シ真ノ工場平和ヲ確立スルニハ小杉氏ハ、労働組合ガミダリニ他人ヲ排斥スルモノニアラザルモノト信ジ工務員ノ組合加入ヲ阻止セザルコトヲ守リ組合員ハイタヅラニ他人ヲ排斥セントスルガ如キ敵意ヲ有スルモノニアラザルコトヲ約シ、共ニ氷解スルコト、

此の協約を成立する以上は、小杉を係長の職に復帰するも異議なきことを附加したのである、会社は之に対して大賛成なりと云ひながら之を工場内に掲示して全工員に公表することは出来ないと云ふのである、　諸君賛成するものが公表出来ないとは何事であらう、甚だ奇に会社の腹黒さを表すのである、会社に腹黒き物があって吾々の工場平和を望む事が出来やう、　吾等は飽くまで公表を要求したる処、何を血迷ったか会社は、遂に吾等を馘首せんとするのである、会社は又辞職しても、十八名の従辞職と会社と小杉も何等の内紛はないと言ってゐる、然らば小杉は何故に暴言を吐いたか、個人の辞職の為小杉が辞職しなければならぬ責任あるなれば、責任ある辞職をもって会社を混乱し迷惑をかけたる十八人及小杉は当然会社が處分すべきではないか、之をなさずして、他、吾々を馘首するとは何事である、不合理も不合理、横暴も甚しきものである、

茲に至って会社は労働組合を破壊せんとする精神の歴然たることを表明するものである、今や政府は労働組合を公認し組合の合理的発達をなさしめんとする労働組合法案を議会に提出して居る、けだし一会社、一工場に於いて真に平和を保ち、国家の産業を隆盛ならしむるには、資本家のみの横暴、我まゝは許さるべからざることであるとの、合理を知って来たからである、即ち労働者に労働組合を作らしめたならば、資本家の横暴を抑へると同時に一方に於いて労働者は組合に依って産業に対する責任を自覚するに至り始めて、日本の産業は楚然として発展進化するのである、されば、賢明なる資本家は、工場を経営するに当っては、労働組合の協力を待つに非らざれば、到底円滑なる発展をなすを得ないことを知って、労働者の人格を尊重し何らの我利私欲を押さへ労働組合を公認しておるのである、

然るに何事ぞ日本無線株式会社の如きは、此の天下の時勢に逆行して、非を非とすを知らず、理を悟るを得ず、眼中全く曇って工場経営の前途を達観することが出来ず、あらゆる陋策を弄して我等を迫害せんとする、我等は蹶然起って反対し糾弾するものである、

希くば、賢明なる渋谷町諸彦よ！

無謀なる會社を反省せしむべく吾等の運動に御聲援あらん事を！